

「琉球大学医学部及び病院（新キャンパス）アメニティ施設整備運営事業  
（琉球大学医学部（新キャンパス）食堂運営事業）」  
公募要領

令和6年2月  
国立大学法人琉球大学

本公募要領は、琉球大学（新キャンパス）において食堂を運営する事業者を「企画競争を前提とする公募（プロポーザル方式（企画競争）入札）」にて選定するための参加資格要件や要求水準並びに審査基準等の諸条件や手続き等について定めるものである。

1. 事業名

琉球大学医学部（新キャンパス）食堂運営事業

2. 事業の目的

琉球大学（以下、「本学」という）医学部及び病院は、令和7年にキャンブ瑞慶覧（西普天間住宅地区）への移転を予定している。

新キャンパスには、教職員及び学生（以下、「教職員等」という）が直接利用することを目的とした福利厚生事業の一環として医学部食堂を整備しており、学生の日常的な利用やキャンパス内の開かれたコミュニティの場として利用可能となることを目指している。

この度、教職員等の福利厚生をさらに充実させることを目的とし、安全・安心かつ栄養バランス等を考慮した食事内容の提供等、利用者の満足が得られる食堂の運営が最適と思われる運営業務委託事業者を「企画競争を前提とする公募（プロポーザル方式（企画競争）入札）」により募集する。

3. 事業の内容

本学教職員等の福利厚生のための食堂運営を事業区画（教育棟1階）において実施する。

事業者は、運営に必要な設備整備等を行い、全て事業者の負担で実施するものとし、公募要領等において本学の負担としているもの以外は、本学による負担等は一切ない。

事業内容及び条件等については、以下に定める。

- ・「琉球大学医学部（新キャンパス）食堂運営事業」仕様書
- ・「琉球大学医学部（新キャンパス）食堂運営事業」資料編

4. 事業実施期間

医学部開学日（令和7年4月予定）～令和17年3月31日（10年間）

※医学部開学日については、決定次第公表予定。

5. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 国立大学法人琉球大学会計実施規程第14条の規定に該当しない者であること。
- (2) 過去1年間に食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく食中毒による行政処分を受けていないこと。
- (3) 本学から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）の競争参加資格において、令和5年度に九州・沖縄地域の「物品の販売又は役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。
- (5) 法人等を設立して、5年以上継続して同種の事業を運営し、かつ良好な経営を行っていること。また、法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。

(6) 国税、県税及び市町村税の滞納がある者でないこと。

## 6. 公募に関する日程等

### (1) 担当課室

部署名：琉球大学上原キャンパス事務部管理課移転役務グループ

電話：098-895-1834 (直通)

E-mail: iteneki@acs.u-ryukyu.ac.jp

### (2) 公募説明会

1 実施日時	令和6年2月20日(火) 10時00分～11時00分
2 場所	琉球大学上原キャンパス 管理棟3階 大会議室 (沖縄県中頭郡西原町字上原207番地)
3 参加方法	前日17時までに申込先(iteneki@acs.u-ryukyu.ac.jp)に電子メールにて、「企業名・参加人数・代表参加者名」を本文に記載の上、申込をすること。 その際、電子メールの件名を「【公募説明会申込】琉球大学医学部食堂運営業務委託事業」とすること。

### (3) 公募要領等に関する質問の受付・回答方法等

1 受付期限	令和6年2月23日(金) 17時00分【必着】
2 受付先・提出方法等	7.(1)において示す書類に質問内容を記入し、提出先(iteneki@acs.u-ryukyu.ac.jp)に電子メールにて提出すること。 その際、電子メールの件名を「【質問】琉球大学医学部食堂運営業務委託事業」とすること。
3 回答方法等	提出された質問に関する回答については、質問者を特定できないようにした上で、受付期限から7日以内に全ての参加希望者に電子メールにて回答する。

### (4) 応募書類の提出期限・場所・方法等

1 提出期限	令和6年3月13日(水) 17時00分【必着】
2 提出方法等	<p>・8.(2)において示す提案に関する関係書類一式を下記提出先に持参又は郵送すること。郵送の場合は登録期限までに必着とし、簡易書留又は配達証明郵便その他宅配便を利用する等、到着に確実性を持たせること。(郵便事故等による不着に関する責任について、本学は一切負わない。)</p> <p>また、電子媒体(PDF)を提出先(iteneki@acs.u-ryukyu.ac.jp)に電子メールで提出すること。その際、電子メールの件名を「【応募書類提出】琉球大学病院(新キャンパス)医学部食堂運営事業+企業名」とすること。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"><p><b>【書類提出先】</b></p><p>&lt;持参の場合&gt; 琉球大学上原キャンパス 管理棟1階 管理課</p><p>&lt;郵送等の場合&gt; 〒903-0215 沖縄県中頭郡西原町字上原207番地 国立大学法人琉球大学上原キャンパス事務部 管理課移転役務グループ 宛て (朱書きで事業名を明記すること)</p></div> <p>・本学は、上記書類受領後、参加希望者毎に登録受付番号を割り振り、各参加希望者に対し、登録期限から10日以内に文書にて通知する。</p>

## 7. 提出書類等

### (1) 質疑に係る書類

- ① 質問書（様式1）

### (2) 応募に係る書類

#### 【参加登録・資格確認関係書類】

- ① 参加表明書（様式2-1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- ② 誓約書（様式2-2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- ③ 委任状（様式2-3）（代理人が企画提案する場合）・・・・・・・・・・1部
- ④ グループ構成図（任意様式）（複数社による共同応募の場合）・・・・・・・・1部
- ⑤ 企業概要（任意様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- ⑥ 登記簿謄本（個人の場合は住民票）の原本・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- ⑦ 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- ⑧ 財務諸表類の写し（直近3年分）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部  
※貸借対照表、損益計算書等の経営実績がわかるものを提出すること。
- ⑨ 国税、県税及び市町村税に係る納税証明書（発行から3ヵ月以内）・・・・・・・・1部
- ⑩ 本社・本店所在地及び沖縄県内市町村における食品衛生法に基づく行政処分の有無に関する証明書の原本（過去1年分）・・・・1部
- ⑪ 参加辞退届（参加を辞退する場合）（様式2-4）・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- ⑫ 食堂運営事業又は同種事業を5年以上継続していることの証明（任意様式）・・・・1部

#### 【企画提案書関係】

下記①～⑤を正本1部（製本・片面カラー印刷）、副本15部（バインダー左綴じ・片面カラー印刷）提出すること。

- ① 企画提案書（鑑（様式3）を含む）
  - 1) 運営の基本方針・コンセプト
  - 2) 提案内容
    - ・営業日・営業時間
    - ・提供メニュー等の内容・構成
    - ・価格
    - ・提供サービスの種類・内容
    - ・業務の遂行体制
    - ・接遇及びサービス向上に向けた取組
  - 3) 事業収支計画（建物貸付料、売上手数料に関する提案も含む）
  - 4) 危機管理（災害時等の対応も含む）
  - 5) 衛生管理
  - 6) 事業スケジュール
  - 7) 自由提案
- ② 企業概要（任意様式）

※設立年・本社・資本金・売上高・店舗数等がわかるものを提出すること。（パンフレットでも可）
- ③ 会社等の登記簿謄本（個人の場合は住民票）（写し）
- ④ 財務諸表類の写し（直近3年分）

※貸借対照表、損益計算書等の経営実績がわかるものを提出すること。
- ⑤ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知書がある場合は、その写し
  - 1) 以下の認定企業である場合、「基準適合認定通知書等」の写し等、認定状況が確認できる資料

- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「えるぼし認定企業」
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業」
- ・青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく「ユースエール認定企業」

2) 常時雇用する労働者の数 300 人以下の一般事業主が、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 8 条に基づき、計画期間の満了していない一般事業主行動計画を策定した場合は、受領印のある「一般事業主行動計画策定届」の写し

※認定の取り消しなどによって提出時と異なる状況になった場合は速やかに届け出ること

⑥ その他、大学等の公共施設への出店実績など参考となる資料

## 8. 提案の審査に関する事項

別に定めた審査基準及び仕様書等に基づき、「琉球大学医学部及び病院（新キャンパス）アメニティ施設整備運営事業」審査委員会において審査を行い、評価点数が最も高い事業者を優先交渉権者として選考する。なお、応募した事業者が 1 者の場合でも、同様に実施する。

### (1) 審査方法

審査は、次の 2 段階で行う。

#### ①基礎審査

提出された参加表明書等に基づき、参加資格を満たしているかを審査する。

基礎審査により、参加資格を満たしていない事業者は、次の実質審査の対象としない。

#### ②実質審査

提出された企画提案書に基づき、提案内容の書類評価及びプレゼンテーションを実施し、審査基準に基づき審査を行う。

### (2) プレゼンテーション

プレゼンテーションの日時、場所及び方法等は、登録受付番号通知時又は決定し次第速やかに別途応募者に通知する。

なお、応募者が多数の場合は、企画提案書の審査による評価が上位の者に限定する場合がある。

### (3) 審査基準

別に定めた審査基準のとおり。

### (4) 審査結果の通知方法

審査結果の通知は、合否に関わらず、応募者全員に審査委員会後、14 日以内に文書で通知する。

## 9. 契約の締結に関する事項

選定の結果、優先交渉権者と企画提案書等を基に契約条件を調整し、事業契約書について双方協議の上定めるものとする。

なお、優先交渉権者との契約交渉の不調又は優先交渉権者が辞退した場合は、次点者を優先交渉権者とする。

## 10. 特記事項

- (1) 虚偽の内容が記載されている提出書類は無効であり、審査の対象とはしない。
- (2) 必要に応じて提案の詳細に関する追加資料、ヒアリング等を求めることがあるので、応募者は真摯に対応すること。
- (3) その他、本公募要領に定めのない事項は、担当者が別途指示するものとする。
- (4) 本公募への応募に際し知り得た本学の情報等は他に漏らさないこと。
- (5) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (6) 提出された企画提案書等の書類は返却しない。
- (7) 事業実施にあたっては、事業契約書及び企画提案書等を遵守すること。